

福島県「再エネ先駆けの地」理解促進事業補助金について

1 事業の趣旨

再生可能エネルギーの普及啓発については、体験学習機能等を有する複数の施設が整備されてきており、加えて、NPO等の自主的な取組が拡大しています。

県では、更なる普及啓発活動の定着化と新たな取組を促進するため、先進的拠点（水素、スマコミ等）を活用した県民理解の促進の取組に対して、費用の一部を助成します。

2 事業の概要

(1) 補助対象事業

再生可能エネルギーの普及啓発にかかるソフト事業

（例：体験学習会、見学会、勉強会、バスツアー等）

① パンフレットの作成費等、普及啓発活動の実施に先立ち必要となる経費

② 教材費、バス借上料等、普及啓発活動の実施にあたり直接必要となる経費

※実績の確認が困難な経費や事業終了後の継続使用が可能な汎用性の高い物品および収益が生じる経費は、対象外とします。

（例：負担金、コピー代、燃料代、カメラ・プリンター、手数料、保険金等）

(2) 補助事業者

次の要件を満たす県内市町村及び法人等（複数の県内市町村又は法人で構成する共同事業体を含む）

① 実施予定地が県内であること。

② 補助事業者が法人等である場合、専ら営利を目的とするものでないこと。

(3) 公募期間

平成31年4月17日（水）から令和元年9月30日（月）まで

※申請書の受付順に審査を行い、順次補助採択を実施。上記期間内であっても予算額に達した場合には募集を終了。

(4) 補助率

補助対象経費の1/2以内（上限額50万円）

ただし、予算の範囲内（200万円）とします。

※補助事業を採択するまで、事業に着手することは認められませんので、十分御注意ください。

(参考 事業の採択・不採択事例)

1 体験学習会、見学会

(採択例)

- ・再エネでの発電体験、再エネを生かした工作体験等を実施。
- ・市民等に広く募集をかけ、再エネ関連施設の見学ツアーを実施。

(不採択例)

- ・参加者から負担金を徴収し、収益が出る場合。
- ・会社の社員研修で再エネ施設を見学する。
- ・県外の方を対象とした発電所見学ツアーを実施。

2 勉強会

(採択例)

- ・再エネ関連法制度や技術の最新動向等について学ぶことを目的とした学習会を開催。

(不採択例)

- ・会社の社員（限定された者）のみを対象とした勉強会